

# 投資信託説明書(交付目論見書)

## 225ベア型オープン4(ダブル)

追加型投信/国内/株式/特殊型(ブル・ベア型)

使用開始日 2019年4月20日

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



商品分類				属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
追加型	国内	株式	特殊型 (ブル・ベア型)	その他資産 (株価指数先物取引)	年1回	日本	ブル・ベア型

商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]  
**岡三アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号  
設立年月日:1964年10月6日 資本金:10億円  
運用する投資信託財産の合計純資産総額:15,039億円  
(資本金、純資産総額は2019年1月末現在)

照会先
[フリーダイヤル]
<b>0120-048-214</b>
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
[ホームページ]
<a href="https://www.okasan-am.jp">https://www.okasan-am.jp</a>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]  
**三井住友信託銀行株式会社**

- この目論見書により行う225ベア型オープン4(ダブル)の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年4月19日に関東財務局長に提出しており、その効力は2019年4月20日に生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれてありますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。
- ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

# ファンドの目的・特色

## 〈ファンドの目的〉

わが国の株価指数を対象とした先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの概ね2倍程度反対となることをを目指して運用を行います。

## 〈ファンドの特色〉

- わが国の株価指数先物取引を積極的に活用し、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの概ね2倍程度反対となることをを目指して運用を行います。
- 運用にあたっては、わが国の公社債、コールローン等に投資を行うとともに、株価指数先物取引の売建てを行います。
- 株価指数先物取引の売建玉の時価総額が、原則として、投資信託財産の純資産総額の2倍程度になるように調整を行います。
- 追加設定・解約および株式市場の値動きに伴う売建玉の調整は、原則として、当日中に株価指数先物取引により対応を行います。  
※当日のナイト・セッション（翌営業日を取引日とする取引）により対応する場合があります。
- 投資する株価指数先物取引については、原則として、日経平均株価（225種）を対象とした株価指数先物取引とします。ただし、流動性や、市場情勢の変化等に応じて、わが国の他の株価指数先物取引を利用することもあります。
  - ・「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
  - ・「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
  - ・ファンドは、投資信託委託会社などの責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用およびファンドの受益権の取引に関して、一切責任を負いません。
  - ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
  - ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドは、株価指数先物取引を純資産総額の2倍程度売建てて運用を行うため、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。また、株価指数先物価格に変動がない場合でも、ファンドの追加設定・一部解約への対応等で、基準価額が変動する可能性があります。したがって、追加的記載事項および投資リスクをご参照いただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

ファンドは、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの「概ね2倍程度反対」となることをを目指して運用を行います。2日以上離れた日との比較で、「概ね2倍程度反対」となることを目指してはおりません。したがって、投資タイミングを慎重にご検討のうえ、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

# ファンドの目的・特色

## 主な投資制限

- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

## 分配方針

毎年1月22日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案して決定します。
- 収益分配に充てなかつた留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

# ファンドの目的・特色

## 追加的記載事項

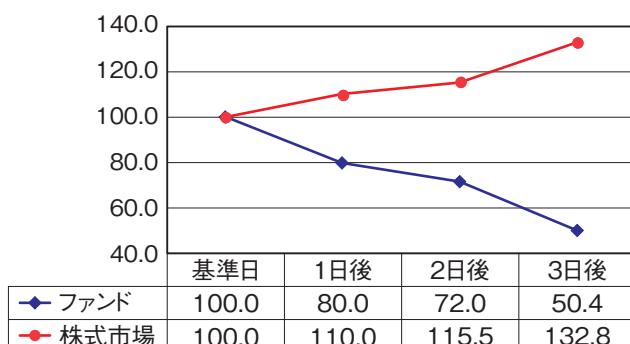
- 基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの「概ね2倍程度反対」となるのは、1日前と比較した場合です。2日以上離れた日との比較では、基準価額の値動きがわが国の株式市場全体の値動きの「概ね2倍程度反対」とはなりません。

これは、株価指数先物価格の騰落により、純資産総額に対する先物の売建玉の時価総額の比率が変動し、その場合に建玉の調整を行うことなどに起因しています。

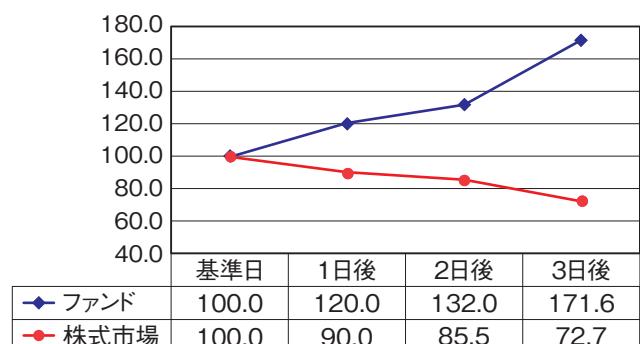
以下の3例は、基準日を100として、わが国の株式市場全体の値動きとファンドの基準価額の値動きをわかりやすく説明したものです。(実際の値動きを示したものではありません。)

特に、<③わが国の株式市場が上昇・下落をしながら推移する場合>においては、3日後の株式市場が基準日と同じ100であるにもかかわらず、ファンドの3日後の基準価額は基準日の100から84.9に下落していることに注意して下さい。

### <①わが国の株式市場が上昇局面の場合>



### <②わが国の株式市場が下落局面の場合>



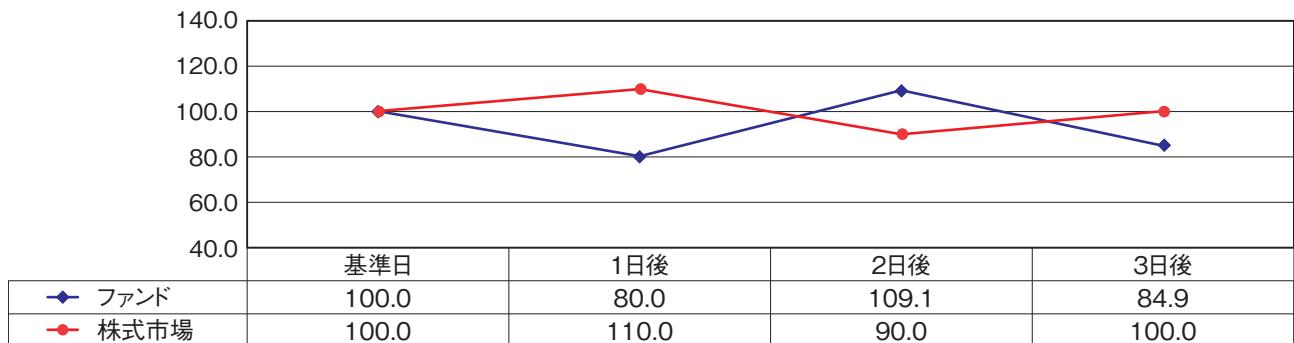
<前日との騰落率比較>		1日後	2日後	3日後
(A) ファンド		▲20.0%	▲10.0%	▲30.0%
(B) 株式市場		10.0%	5.0%	15.0%
倍率(A/B)		▲2.0倍	▲2.0倍	▲2.0倍

<前日との騰落率比較>		1日後	2日後	3日後
(A) ファンド		20.0%	10.0%	30.0%
(B) 株式市場		▲10.0%	▲5.0%	▲15.0%
倍率(A/B)		▲2.0倍	▲2.0倍	▲2.0倍

<基準日との騰落率比較>		1日後	2日後	3日後
(A) ファンド		▲20.0%	▲28.0%	▲49.6%
(B) 株式市場		10.0%	15.5%	32.8%
倍率(A/B)		▲2.0倍	▲1.8倍	▲1.5倍

<基準日との騰落率比較>		1日後	2日後	3日後
(A) ファンド		20.0%	32.0%	71.6%
(B) 株式市場		▲10.0%	▲14.5%	▲27.3%
倍率(A/B)		▲2.0倍	▲2.2倍	▲2.6倍

### <③わが国の株式市場が上昇・下落をしながら推移する場合>



<前日との騰落率比較>		1日後	2日後	3日後
(A) ファンド		▲20.0%	36.4%	▲22.2%
(B) 株式市場		10.0%	▲18.2%	11.1%
倍率(A/B)		▲2.0倍	▲2.0倍	▲2.0倍

<基準日との騰落率比較>		1日後	2日後	3日後
(A) ファンド		▲20.0%	9.1%	▲15.1%
(B) 株式市場		10.0%	▲10.0%	0%
倍率(A/B)		▲2.0倍	▲0.9倍	—

# ファンドの目的・特色

- ファンドは、インデックスファンドではありません。

ファンドは、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの「概ね2倍程度反対」となることを目指して運用を行います。従って、わが国の株式市場との連動を目指すインデックスファンドではなく、また、わが国の株式市場の値動きに中長期的な期間において2倍程度反対の連動を目指して運用を行うものでもありません。

- 主として、以下の要因により運用目標が達成できない場合があります。

## A. 株価指数先物取引の値動きとわが国の株式市場全体の値動きが一致しない場合

ファンドの基準価額は、株価指数先物取引の値動きを反映したものになります。したがって、日経平均株価(225種)を対象とした株価指数先物取引などの値動きと、わが国の株式市場全体の値動きを示す日経平均株価(225種)などの株価指数の値動きが一致しない場合、目標とする投資成果は達成できません。

## B. 日々の追加設定・一部解約に対応した株価指数先物取引の約定価格とファンドの評価に使用する終値に差が生じた場合

ファンドは、追加設定・一部解約がある場合、原則として、当日中に株価指数先物取引により対応を行います。したがって、組入比率の調整の際の株価指数先物取引の約定価格とファンドの評価に使用する終値との価格差が、基準価額に影響を与えることになります。株価指数先物取引の終値に変化がない場合でも、この価格差が原因で、基準価額が変動する場合があります。

## C. 株価指数先物取引の大幅・急激な変動等が原因で、組入比率の調整に必要な株価指数先物取引の取引数量のうち、全部又は一部が取引不成立となった場合

## D. 株価指数先物取引の限月<sup>(注)</sup>交代に対応する際のロール・オーバーコスト

株価指数先物取引のロール・オーバー（近い限月の取引を決済し、先の限月の取引へ乗換えることをいいます。）の際に必要な売買委託手数料や限月間の価格差が、基準価額に影響を与えます。

（注）限月とは、先物取引において取引期限が満了となる月のことをいいます。

## E. 金利裁定が株価指数先物取引の価格形成に及ぼす影響（キャリーコストの影響）

## F. ファンドの純資産総額が小規模になった場合に、株価指数先物取引の最低取引単位が原因で、株価指数先物取引の組入比率をファンドの純資産総額の2倍程度に調整を行うことができなくなった場合

## G. 株価指数先物取引の売買委託手数料、ファンドの信託報酬や財務諸表の監査費用などのコストを負担することによる影響

※上記以外の要因によっても、運用目標が達成できない可能性があります。

## 〈基準価額の変動要因〉

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さんに帰属します。

ファンドは、日経平均株価（225種）を対象とした株価指数先物取引等を投資対象とし、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの概ね2倍程度反対となることを目指して運用を行いますので、売建てた日経平均株価（225種）を対象とした株価指数先物取引の価格の上昇等の影響により、基準価額が下落し、大きな損失を被ることがあります。

## 主な変動要因

### ● 株価指数先物の価格変動リスク

日経平均株価（225種）を対象とした株価指数先物取引などの価格は、日経平均株価（225種）などの株価指数の値動き、先物市場の需給等の影響により変動します。

売建てた株価指数先物の価格の下落は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、売建てた株価指数先物の価格の上昇は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

売建てた株価指数先物の価格の上昇の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

なお、ファンドは、日々の基準価額の値動きが、わが国の株式市場全体の値動きの概ね2倍程度反対となることを目指して運用を行うため、日々の基準価額の値動きは、株価指数先物の価格が下落した場合は当該下落率の2倍程度の率で上昇し、株価指数先物の価格が上昇した場合は当該上昇率の2倍程度の率で下落し、大きな損失が生じる可能性があります。

### ● 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

## 〈その他の留意点〉

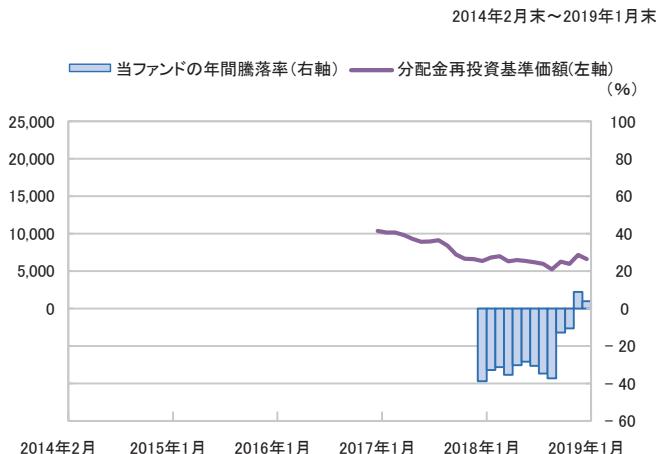
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## 〈リスクの管理体制〉

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

## (参考情報)

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

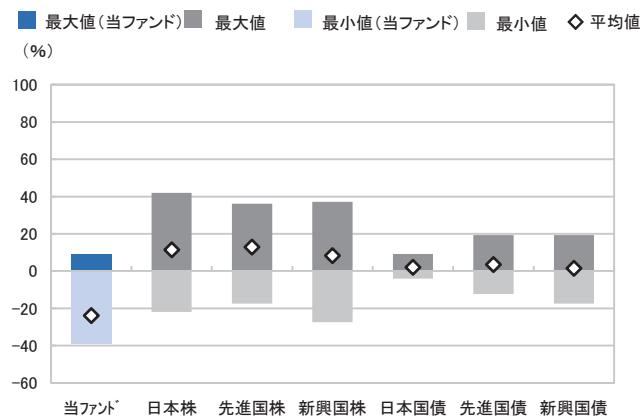


\*分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。  
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。  
\*年間騰落率は、2018年1月から2019年1月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。  
年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2014年2月末～2019年1月末



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	8.8	41.9	36.2	37.2	9.3	19.3	19.3
最小値	△38.8	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	△23.9	11.5	12.8	8.3	2.0	3.6	1.5

\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2014年2月から2019年1月の5年間(当ファンドは2018年1月から2019年1月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

\*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

#### 各資産クラスの指標

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### ○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指標をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

#### MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指標で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

#### NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指標です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

#### FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指標です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

# 運用実績

## 基準価額・純資産の推移(2017年1月30日～2019年1月31日)



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。  
※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。  
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

2019年1月31日現在

## 分配金の推移

2019年1月	0円
2018年1月	0円
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

## 主な資産の状況

### 資産配分

資産	純資産比率
債券	63.40%
その他資産	36.60%
合計	100.00%
株式先物	-200.29%

※債券には現先取引を含めて表示しております。

### 株式先物の状況

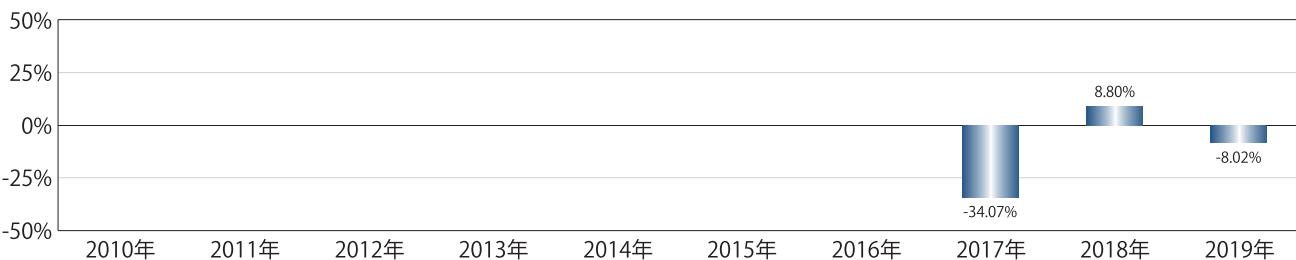
銘柄名	買建・売建	純資産比率
日経平均株価指数先物	売建	-65.67%
ミニ日経225先物	売建	-134.62%

## 組入上位銘柄

銘柄名	償還日	利率	純資産比率
第299回利付国債(10年)	2019/03/20	1.300%	47.56%
第119回利付国債(5年)	2019/06/20	0.100%	15.84%
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

## 年間收益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2017年はファンドの設定日から年末まで、2019年は1月末までの收益率を示しています。

※ファンドの年間收益率は、基準価額増減に分配金(税引前)を合計して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

# 手続・手数料等

## 〈お申込みメモ〉

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金価額	換金申込受付日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後2時30分までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。
購入の申込期間	2019年4月20日から2019年10月17日まで ※2019年10月18日以降の取得申込みは受け付けません。
換金制限	ありません。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、以下の場合において、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。 a わが国の取引所における日経平均株価(225種)を対象とした株価指数先物取引およびその他投資対象とする株価指数先物取引が停止、または中止、ならびに中断されたとき。 b わが国の取引所の立会終了時における日経平均株価(225種)を対象とした株価指数先物取引およびその他投資対象とする株価指数先物取引の呼値が当該取引所の定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情により、日経平均株価(225種)を対象とした株価指数先物取引およびその他投資対象とする株価指数先物取引にかかる取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 c 上記に掲げる場合以外で、やむを得ない事情があるとき。
信託期間	2020年1月22日まで(2017年1月30日設定)
繰上償還	受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合には繰上償還となることがあります。
決算日	毎年1月22日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信託金の限度額	1兆円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="https://www.okasan-am.jp">https://www.okasan-am.jp</a>
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度、未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 手続・手数料等

## 〈ファンドの費用・税金〉

### ファンドの費用

#### ● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額(購入価額 × 購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 <b>購入時手数料率の上限は、2.16%*(税抜2.0%)です。</b> 購入時手数料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にご確認下さい。 ※消費税率が10%になった場合は、2.20%となります。	ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
信託財産留保額	<b>ありません。</b>	

#### ● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<b>純資産総額 × 年率0.8964%*(税抜0.83%)</b>		
	※消費税率が10%になった場合は、年率0.913%となります。		
	(委託会社) 年率0.40%(税抜)	年率0.40%(税抜)	委託した資金の運用の対価です。
	(販売会社) 年率0.40%(税抜)	年率0.40%(税抜)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
	(受託会社) 年率0.03%(税抜)	年率0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
その他費用・手数料	監査費用:純資産総額 × 年率0.0108%*(税抜0.01%) ※消費税率が10%になった場合は、年率0.011%となります。		
	有価証券等の売買に係る売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。		

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

### 税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2019年1月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

〈メモ〉



岡三アセットマネジメント